

山北町第 8 次行政改革大綱
(令和 2 年度～令和 6 年度)

令和 2 年 3 月

山 北 町

目 次

1	趣旨	1
2	これまでの取組み	2
3	基本方針	3
	(1) 組織機構の効率化	3
	(2) 人材確保、育成	3
	(3) 事務事業の効率化	3
	(4) 健全な行財政運営	3
4	推進期間	3
5	推進体制	3
6	進行管理	3
7	数値目標	4
8	実施計画	4

1 趣旨

本町では、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質なサービスを確実、効率的に提供するため、昭和61年度より「山北町第1次行政改革大綱」をスタートさせ、以降、社会経済情勢の変化や地方分権の進展等に伴い、幾度となく改訂を行い、平成27年度からは「山北町第7次行政改革大綱」により、職員数の削減や組織機構改革など行政組織の効率化を進めるとともに、事務事業の見直しや補助金・負担金の抜本的な見直し等による経費削減に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、本町を取り巻く社会情勢は、急激な人口減少と併せて少子化・高齢化が予想以上のスピードで進行するとともに、町民や地域のニーズなどが複雑・多様化していく中、税収の減少と社会保障費等の増加、公共施設やインフラ資産の管理費用など、財政需要の増大が見込まれています。

このような状況の中、将来にわたり適切な行政サービスを提供できるよう、環境の変化や課題に的確に対応しながら、これまでの行政改革大綱の理念を継承し、引き続き持続可能な財政基盤の確立と効果的で効率的な行政運営に取り組みなければなりません。

そのためには、職員一人一人が行政改革大綱の理念をしっかりと認識し、各々が仕事の質を向上させ、常にスピード感をもって日々の業務に向き合っていく必要があります。

また、本町の最上位計画である「山北町第5次総合計画後期基本計画」（2019年度～2023年度）では、引き続き「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち」の実現を目指しています。後期基本計画を着実に推進していくためには、政策の実現を支える財政基盤の確立と限られた経営資源で最大の効果が得られる行政運営が必要です。

これらのことから、「山北町第7次行政改革大綱」の実施期間が満了することを受け、不断の行政改革に取り組んでいく新たな指針として、令和2年度を初年度とする「山北町第8次行政改革大綱」を策定し、行政サービスの単なる削減・縮小ではない将来を見据えた改革に取り組みます。

2 これまでの取組み

計画	基本方針・数値目標	
第1次 S61～H7 (10年)	① 町を取り巻く厳しい行財政環境のなかで、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び地域福祉の増進を進めるため、引き続き行政改革を強力に推進する。 ② 行政改革の推進にあたっては「山北町行政改革懇話会」の提言を尊重し、議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組むとともに、町民をはじめ関係方面の理解や協力が得られるよう努める。	
第2次 H8～H10 (3年)	① 各種団体補助金の見直しを行い、補助金等の総額の抑制に努める。 ② 新庁舎建設に向けた行政組織及び機構の見直しを行う。 ③ 各種団体委員会等の組織及び委員数の見直しを行う。 ④ 本町の持つ特殊性や事務事業の実施状況、財政状況を考慮し、定員適正化計画を策定して、職員定数の適正化に努める。 ⑤ 給与制度及びその運用基準について見直しを行い、引き続き給与の適正水準の維持に努める。 ⑥ 指定金融機関制度を導入する。 ⑦ 職員研修制度の見直しを行う。 ⑧ 申請手続きの簡素化を行う。 ⑨ 情報公開の推進に努める。	
第3次 H11～H14 (4年)	① 事務事業の見直し ② 組織・機構関係 ③ 外郭団体関係 ④ 定員および給与関係 ⑤ 人材の育成・確保関係 ⑥ 行政の情報化等行政サービスの向上関係 ⑦ 公正の確保と透明性の向上関係 ⑧ 経費の節減合理化等財政の健全化関係 ⑨ 会館等公共施設関係 ⑩ 広域行政関係	
第4次 H15～H19 (5年)	① 町民の視点に立った行政サービスの向上 ② 町民との協働による行政運営システムの構築 ③ 民間経営感覚による行財政の簡素・効率化 ④ 時代の変革に対応できる組織・体制の整備	① 職員数の削減（10%） ② 経常収支比率（80%） ③ 税・公共料金の収納率（99%） ④ 審議会等の女性登用率（30%）
第5次 H17～H21 (5年)	① 町民の視点に立った行政サービスの向上 ② 町民との協働による行政運営システムの構築 ③ 民間経営感覚による行財政の簡素・効率化 ④ 時代の変革に対応できる組織・体制の整備	① 職員数の削減（15%） ② 経常収支比率（80%） ③ 税・公共料金の収納率（99%） ④ 審議会等の女性登用率（30%）
第6次 H22～H26 (5年)	① 自立した行政体制の整備 ② 財政の適正かつ健全な運営 ③ 行政運営の簡素化・効率化 ④ 職員の意識改革と人材育成 ⑤ 町民のまちづくり意識の高揚	① 職員数の削減（定数の5%） ② 財政指数（経常収支比率83%、公債費負担比率10%、起債制限比率5%、実質公債費比率10%） ③ 税・公共料金の収納率（99%） ④ 審議会等の女性登用率（30%）
第7次 H27～H31 (5年)	① 「まち・ひと・しごと創生」に対応した組織機構の構築と人材育成 ② 健全な財政運営の確立 ③ 効率的・効果的な行政運営の推進	① 職員数の削減（定数の5%） ② 財政指数（経常収支比率83%、公債費負担比率10%） ③ 税・公共料金の収納率（99%） ④ 審議会等の女性登用率（30%）

3 基本方針

(1) 組織・機構の効率化

社会環境の急激な変化や多様化する町民ニーズ等に対応するため、臨機応変に組織・機構の分析、見直しを行い、より効果的な行政運営を目指します。

(2) 人材確保・育成

労働人口減少による人手不足を見据え、優秀な人材や専門性の高い人材などの確保に向けた取組みを行います。また、職員の能力向上を図るため、専門研修の更なる充実や関係団体等との職員交流による多様な人材育成に取り組みます。

(3) 事務事業の効率化、見直し

限られた財源を効率的に活用するため、優先度や緊急性を勘案し、事務事業の検証、見直しを進めます。

(4) 健全な行財政運営

社会情勢の変化や町民ニーズに弾力的に対応するため、財政運営の効率化や民間経営の視点に立った財政構造の体質強化を図ります。

4 推進期間

推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

5 推進体制

山北町行政施策推進組織設置要綱により定められた「行政改革推進会議」を中心に推進します。

6 進行管理

毎年度、実施計画の進捗状況調査を実施し、「行政改革推進会議」において効果検証を行い、必要に応じて実施計画の修正、見直しを行います。

7 数値目標

行政改革の取組みを町民に分かりやすく示すとともに、計画的かつ効率的に推進していくため、次のとおり数値目標を設定しました。

(1) 職員数

- ・職員定数の **95%**（再任用職員は除く）

(2) 財政指数

- ・歳入総額に占める自主財源の割合 **55%**
- ・実質公債費比率 **8%**

(3) 税・公共料金の収納率

- ・現年度分収納率 **99%**

(4) 審議会等委員の女性登用率

- ・委員総数の **30%**

8 実施計画

基本方針に基づき、具体的な取組み項目と取組み事項を掲げた計画です。

※別表